平成２３年（フ）第７５号
福岡県大牟田市大黒町３丁目41番地
債務者　石井　薫理
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４４号
山形県新庄市千門町９番16号　コーポ横打５号室
債務者　早坂　信夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１９６号
長野県須坂市大字塩川670番地16
債務者　堀内　厚子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
長野市篠ノ井御幣川1091番地　丸山アパート２号室
債務者　吉村　正人
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
長野県飯山市大字飯山277番地３
債務者　新津　昌浩
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
愛知県犬山市字本町112番地
債務者　土師　重行
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３２３号
愛知県犬山市大字犬山字南別祖13番地１
債務者　山本　秀美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３４号
愛知県一宮市三条字郷内西21番地１　サンハイム伊藤Ｃ棟101号
債務者　古田　和幸
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３５号
熊本県合志市栄3792番地129
債務者　中神　聡子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５２８号
熊本市河内町河内3135番地
債務者　中村　恭巳
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４０号
熊本市池田２丁目53番２―309号
債務者　吉田　大城
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４２号
熊本市馬渡２丁目８番13号　サンステートＮ―Ｂ棟101号
債務者　山下　絵美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４３号
熊本市西原３丁目２番８―104号
債務者　横山　智美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６１６号
名古屋市名東区香流２丁目1015番地　第２香流マンション302号
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６７号
沖縄県浦添市沢岻２丁目14番１―203号上間荘
債務者　吉山　　建
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３６号
北海道日高郡新ひだか町東静内28番地の11公住３―10
債務者　鎌田　秀光
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
北海道沙流郡平取町字二風谷79番地７、住民票上の住所北海道沙流郡平取町本町107番地５
債務者　杉本　幸二
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係